

デジタル推進委員等の概要

- 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、**デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサポートなどを行う**ことで、**社会全体として**、デジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できる環境を作っていくための取組に対する**国民の理解を深め、幅広い国民運動として展開**

デジタル推進委員等の募集対象

- ① **関係省庁**（総務省、厚労省、文科省等）が**実施する事業**において、デジタル機器・サービスの基本的な利用方法を教える・サポートする者
- ② **自治体・関連団体**（経済関連団体・士業団体）、**ボランティア団体等の取組**において、高齢者・障害者等に対し、上記と同様の活動を行う者
- ③ デジタルと聞いただけで躊躇する高齢者等が取り残されないよう、**地域で身近に声かけ（参加の呼びかけ等）を行う者**（自治会・町内会、ボランティア団体等）

※ 段階的に対象を広げていくことを想定



デジタル大臣による任命

- **応募手続等**
 - － 原則オンラインで応募受付
 - － オンラインで動画視聴
 - － 毎年度更新
- **活動を後押しする取組**
 - － オープンバッジ※の付与
 - － オンライン上のコミュニティ（デジタル推進委員同士の意見交換や情報共有・提供等）



※ SNSや名刺等に活用できる電子的な画像

スケジュール

段階的に募集開始／任命開始

オープンバッジのデザイン

- 担っていただく役割に応じて、2種類のバッジを用意し、講習会等においてデジタル機器やサービスに不慣れな方に教える・サポートする役割の方には**デジタル推進委員**としてのバッジを、地域で身近に声がけを行う役割の方には**デジタル推進よびかけ員**としてのバッジを交付する。



【デジタル推進委員】

デジタル機器やサービスに不慣れな方に教える・サポートする人



【デジタル推進よびかけ員】

地域で身近に声がけを行う人